

# 入退会及び会費規程

## （目的）

第1条 この規程は、定款第6・7・8・9・10・11・12・13条の規定に基づき、一般社団法人 湘南にのみや観光協会(以下「協会」という)の入退会等の手続き及び会費等について、必要な事項を定めるものとする。

## （会員）

第2条 協会の会員は次の2種別とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員及び特別正会員：協会の目的に賛同して入会した個人及び団体。さらに正会員の中で協会の運営に必要な知識や経験を有し、理事会の承認を経た個人又は団体を特別正会員とする。
- (2) 賛助会員：協会の事業を賛助するために入会した個人又は団体

## （入会手続き）

第3条 正会員及び賛助会員になろうとする者は、入会届（様式第1号）を提出し、1口以上任意の会費口数を申し込まなければならない。

2 特別会員の入会については、本人又は団体の代表者の承諾を得て理事会の承認を得なければならない。

## （入会資格）

第4条 会員として入会する者は、以下の条件を満たすものとする。

- (1) 協会の事業に賛同し、事業に協力できること
- (2) 法令及び規則、協会の定款及び諸規定を遵守すること

## （会員資格の取得）

第5条 正会員及び賛助会員の入会申込を行った者は、理事会における承認をもって当該資格を取得する。

- 2 特別会員については、社員総会における承認をもって当該資格を取得する。
- 3 入会日は、会員資格を取得した日とする。

## （社員名簿への登録）

第6条 正会員は協会の管理する社員名簿に登録する。

2 正会員及び賛助会員は、第3条に規定する入会届に記載した主要事項に変更があった場合、書面をもって届け出なければならない。

(入会金)

第7条 協会は、入会金を設けない。

(会費)

第8条 会員の年会費は、別表1のとおりとし、会費口数分の年会費を協会が指定する期日までに納入しなければならない。

- 2 会費が納入されない場合は、定款の定めるところにより会員の資格を喪失する。
- 3 会費の納入方法は、口座振替又は協会が指定する方法によるものとする。

(会費口数の変更)

第9条 正会員及び賛助会員は、会費口数変更届(様式第2号)を提出することにより、1口以上の任意の会費口数に変更することができる。

- 2 前項の変更は、会費口数変更届が提出された日の属する年度の次年度以降から効力を生ずるものとする。

(退会)

第10条 会員は退会届(様式第3号)を提出することにより任意にいつでも退会することができる。

- 2 前項の場合、既に納入された会費は返還しない。
- 3 退会日は、退会届が協会に提出された日とする。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表1

種 別		会 費(年)	
正 会 員	正会員	3口	¥3,000 以上
	特別正会員	30口	¥30,000 以上
賛助会員		1口	¥1,000 以上